

令和7年度 第1回花巻城跡調査保存検討委員会

日時 令和7年10月17日（金）午後1時30分

場所 花巻市武徳殿 2階 会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

（1）花巻城本丸跡内容確認調査 現地指導（第2回）

（2）発掘調査後の台所門跡周辺の復旧方法について

4 報 告

（1）雲井橋の修繕にかかる経過について

（2）本丸跡を会場としたイベント開催にかかる対応について

5 そ の 他

6 閉 会

配 布 資 料

- 資料 No.1 花巻城跡調査保存検討委員会 委員名簿
- 資料 No.2 花巻城跡調査保存検討委員会 設置要綱
- 資料 No.3 発掘調査後の台所門跡周辺の復旧方法について
- 資料 No.4 【報告】雲井橋の修繕にかかる経過について
- 資料 No.5 【報告】本丸跡を会場としたイベント開催にかかる対応について

出席者名簿

1 花巻城跡調査保存検討委員会委員

氏名	所属等	備考
高橋信雄	前花巻市博物館長	
関 豊	二戸歴史民俗資料館長	
熊谷常正	盛岡大学名誉教授	
室野秀文	花巻市総合文化財センター文化財専門官 (前盛岡市教育委員会歴史文化課文化財副主幹)	
中村良幸	花巻市文化財保護審議会委員 花巻市博物館長	

2 オブザーバー

氏名	所属等	備考
野中裕貴	岩手県教育委員会 生涯学習文化財課 文化財調査員	

3 事務局（花巻市教育委員会）

氏名	所属等	備考
佐藤勝	教育長	
瀬川幾子	教育部長	
上野剛	教育部文化財課 課長	
佐藤幸泰	教育部文化財課 課長補佐	
橋本征也	教育部文化財課 埋蔵文化財係長	
菊池賢	教育部文化財課 上席主査	
小田嶋千夏	教育部文化財課 主事（学芸員）	
酒井宗孝	教育部文化財課 文化財専門官	
高橋純	教育部文化財課 学芸調査員	
吉田宗平	教育部文化財課 学芸調査員	
高橋静歩	花巻市博物館 上席主査（学芸員）	
似内啓邦	花巻市博物館 学芸調査員	

資料 1

花巻城跡調査保存検討委員会名簿

氏名	所属等	備考
高橋信雄	前花巻市博物館長	
関 豊	二戸歴史民俗資料館長	
熊谷常正	盛岡大学名誉教授	
室野秀文	花巻市総合文化財センター文化財専門官 (前盛岡市教育委員会歴史文化課文化財副主幹)	
中村良幸	花巻市文化財保護審議会委員、花巻市博物館長	

任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

○花巻城跡調査保存検討委員会設置要綱

平成27年6月19日教育委員会告示第4号

改正

平成28年3月24日教委告示第5号

令和6年3月8日教委告示第1号

花巻城跡調査保存検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 花巻城跡の調査及び保存等に関し、専門家による検討を行うため、花巻城跡調査保存検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 花巻城跡の現状と課題に関する事項
- (2) 花巻城跡に現存する花巻城に関する建造物及び遺構等の評価に関する事項
- (3) 花巻城跡調査保存のあり方に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

2 委員会において行われた検討の内容は、教育長に報告し、「（仮称）花巻城跡保存計画」の策定及び花巻城跡調査保存に関する事業の参考とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 考古学及び城館研究に精通する者
- (2) 花巻市文化財保護審議会委員で花巻市文化財保護審議会会长から推薦された者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、教育委員会が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会教育部文化財課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日教委告示第5号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

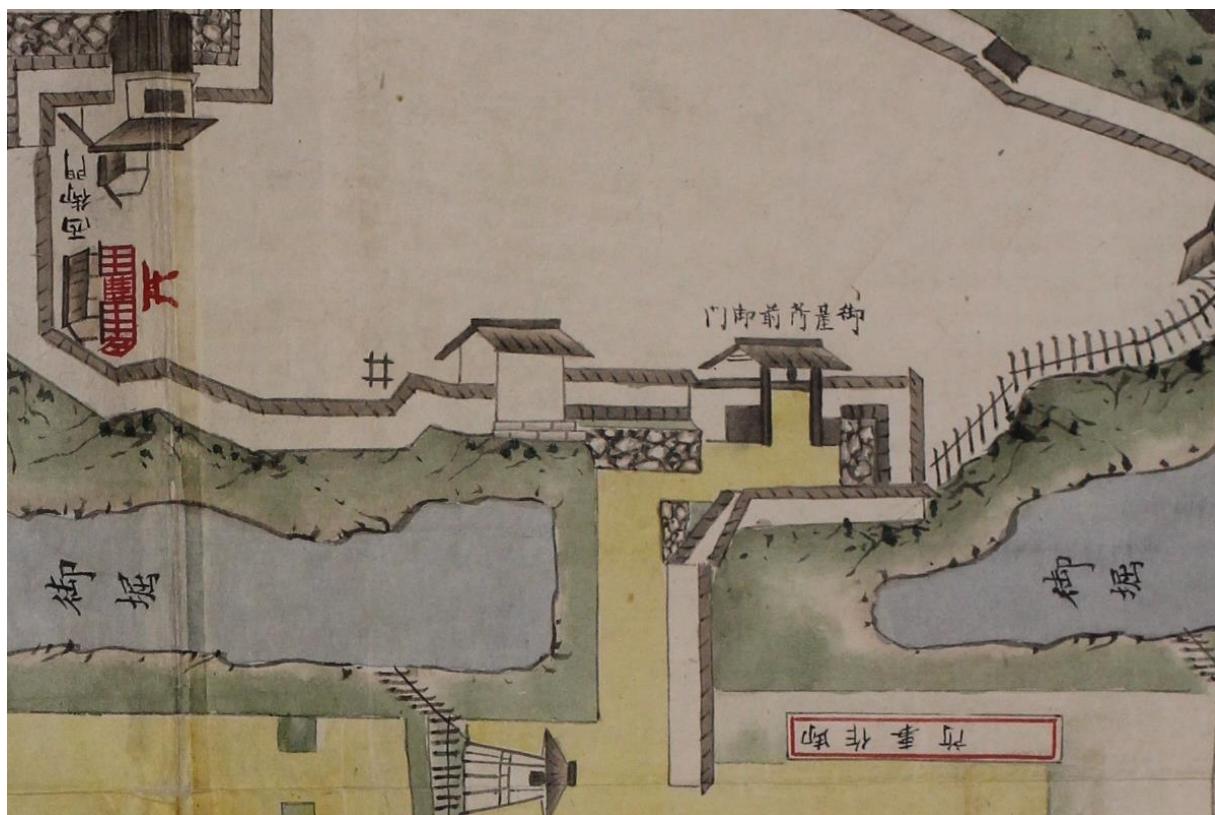
附 則 (令和6年3月8日教委告示第1号)

この告示は、告示の日から施行する。

発掘調査後の台所門跡周辺の復旧方法について

1 発掘調査の目的

令和7年度は、本丸第2期調査の初年度として、台所門跡周辺の調査に着手した。江戸時代に作成された複数の花巻城絵図には、台所門前の枡形に石垣が描かれ、その奥に単層の切妻屋根を持つ台所門が確認できる。門から続く土塁の上部に目を向けると、東側には漆喰塀（太鼓塀の可能性あり）と木柵列が連続し、西側には漆喰塀と櫓風の建物を描いたものも存在する。この調査では、これら構造物の実態を解明し、未解明部分の多い本丸外周部の実像を明らかにすることを目的としている。



【参考】もりおか歴史文化館所蔵『花巻御城廓図』

188.5 cm × 156.5 cm。「南部家図書」蔵印。江戸時代後期の花巻城及び城下の様子を描く。成立時期は、絵図に記載された御給人の名前からみて、文化10（1813）～嘉永3（1850）年の間と考えられる。酷似する絵図が岩手県立図書館にも収蔵。台所門は切妻屋根の単層門で、枡形内側に石垣を描く。台所門の西側の土塁上部には切妻屋根の櫓状の建物が存在。

2 調査概要

【調査期間】令和7年5月19日調査開始 → 11月上旬頃まで調査予定 → **復旧作業へ**

【調査面積】計画面積 752 m² → 実施面積 556 m²程度に減る見込み

※調査面積減の要因は、枡形内や石垣・裏込石の精査に時間を要したため。

3 石垣について

検出された石垣は、全て野面積によって構築されていた。以下では地点ごとの概要を記載する。

枠形南辺土壘

土壘の高さは、1m20 cm程度である。土壘の裾部分では、1～2段の石垣が確認された。この調査区では最も保存状態が良く、東西方向の長さは 7m30cm を測る（写真 1）。一方で、枠形の入口付近では築石がほぼ失われ、抜き取り痕が溝状に検出された。

枠形東辺土壘

土壘の高さは、2 m以上である。土壘西面の裾部分では、1段目の根石のみが残存している。残存部の南北方向の長さは 5m40cm を測る（写真 2）。この石垣は台所門を潜った先にも連続しており、東方向へ伸びていることが確認された。東辺土壘の北面部では石垣が 1～2段残り、こちらの東西方向の長さは 4m70cm を測る（写真 3）。

枠形北辺土壘

土壘の高さは、南面で 1m20 cm程度、東面と北面で 1 m程度である。石垣は抜き取りが著しく、連続性を欠く部分が多い。南面部では花崗岩の根石が僅かに 1 個残存するのみであり、抜き取り痕が溝状に確認された。その溝内部には裏込石が崩れ落ちている状態だった（写真 4）。

台所門付近の東面部は、南端付近に 1 個の根石が検出され、他の部分は抜き取り痕が溝状に残っていた。

さらに台所門を通過した先では、土壘北面部で 1～2 段の石垣が残存している。この部分の東西方向の長さは 3 m10cm を測る（写真 5）。

また、この北面部石垣の北側には、上幅 20cm・深さ 30cm の溝が検出された。溝の北辺では上端部分に長辺を連ねて配置した石列も確認され、排水の側溝として機能していた可能性が考えられる（写真 6）。

4 台所門跡の坪地業について

枠形を入口から東へ進み、突き当りで左に 90 度折れた先に、東西の石垣と土壘に挟まれた台所門跡の坪地業が確認された（写真 7・8）。

主柱とみられる 2 基の坪地業は、東側を [P1]、西側を [P2] と命名した。両者はともに直径約 170cm の円形平面を示し、本丸御殿跡の坪地業より規模が大きい。円形土坑内に多量の礫を詰め込む構造は、本丸御殿や西御門に共通している。また、両者の間隔は芯々で約 3m20 cm である。

さらに、[P1] の北側では、主柱よりもやや小ぶりな坪地業が発見され、これを [P3] と命名した。[P3] は直径約 130cm の円形平面を呈し、[P1] との間隔は芯々で約 1.8m である。この位置関係から、[P3] は控柱としての坪地業である可能性が考えられる。一方、[P2] の北側では礫が散在する地点が確認されたものの、坪地業と判断できる遺構は特定できなかった。

5 目指す復旧ビジョン

埋もれていた石垣が露わとなり、枠形の形状が明確になったことは、発掘調査の重要な進展である。これらの調査成果を活かし、往時の城の雰囲気が感じられる状態で復旧を行いたい。

今回の復旧計画では、花巻城の歴史的価値を高め、地域の文化遺産としての機能を強化することを目指したい。復旧された台所門跡周辺は、地域の象徴となり、多くの訪問者を惹きつける観光資源としての役割も果たすと期待される。

6 復旧の方法について

発掘成果の活用と公園機能の維持を両立させる復旧案を検討する必要がある。発掘成果の活用という観点では、調査で得られた成果を基に、「枠形の形状が分かる」「石垣を鑑賞できる」復旧方法を採用し、花巻城の価値を向上させることを目指す。

公園管理者である公園緑地係の意見としては、公園の維持管理に際し以下の条件を満たす復旧が求められる。

- ・管理車両が通行可能であること。
- ・公園利用者の安全を確保するため、安定勾配を維持すること。

また、公園占用の条件として、発掘調査後は「現状復旧」が求められている。安定勾配（垂直方向1:水平方向1.5）とする場合、すべての石垣は土中に再び埋没することになる。ただし、公園緑地係によれば、法面の崩落が発生しない安定的な工法を採用する場合に限り、復旧案を承認する可能性があるとのことである。

復旧に関する重要な検討要素は、石垣を活用できるかどうかという点にあると考える。どのような工法が適切であるか、意見を伺いたい。以下に現在検討している復旧案の一部を示す。

枠形内部の復旧

- ・坪地業および遺構面は山砂で保護し、その上に発掘調査で生じた土と碎石で盛土を行う。
- ①遺構面の保護には山砂を2cm程度の厚さで均一に被覆するものとする。被覆は人力で行う。
- ②山砂の上に盛る掘削土の厚さは10cm程度とし、人力による被覆後、転圧機を用いて転圧する。
- ③最終工程として碎石を5cm程度の厚さで均一に敷きならし、管理車両の通行を可能とする。

台所門跡付近から公園内への進入路復旧

- ・台所門跡の検出面と公園の芝生面とでは高低差が大きく、約60cmに及ぶ。
- ・この高低差を解消するため、台所門跡付近から北側にかけて盛土を厚くし、調査前に近い形状で復旧するものとする。
- ・これにより、枠形東辺土壘および北辺土壘の北面部において検出された石垣は埋め戻しとなる。

石垣と裏込石の復旧（土壘の復旧）

- ・北辺土壘は垂直気味に立ち上がっており、安全性を確保しつつ保存するために、安定勾配で復旧する方針とする。この際、石垣は埋め戻しを行う。埋め戻し後、種子吹付で法面を緑化する。
- ・東辺土壘は勾配が急で、高さが2m以上あるため危険である。これを安定勾配で復旧し、石垣は埋め戻すものとする。埋め戻し後には種子吹付による法面緑化を施す。
- ・南辺土壘は石垣の残存状態が良好であり、高さが1mと低いため、石垣の一部を露出させる方法で復旧することを目指す。



写真1 枝形南辺土壙の石垣と裏込石（北から）



写真2 枝形東辺土壙 西面部の石垣と裏込石（西から）

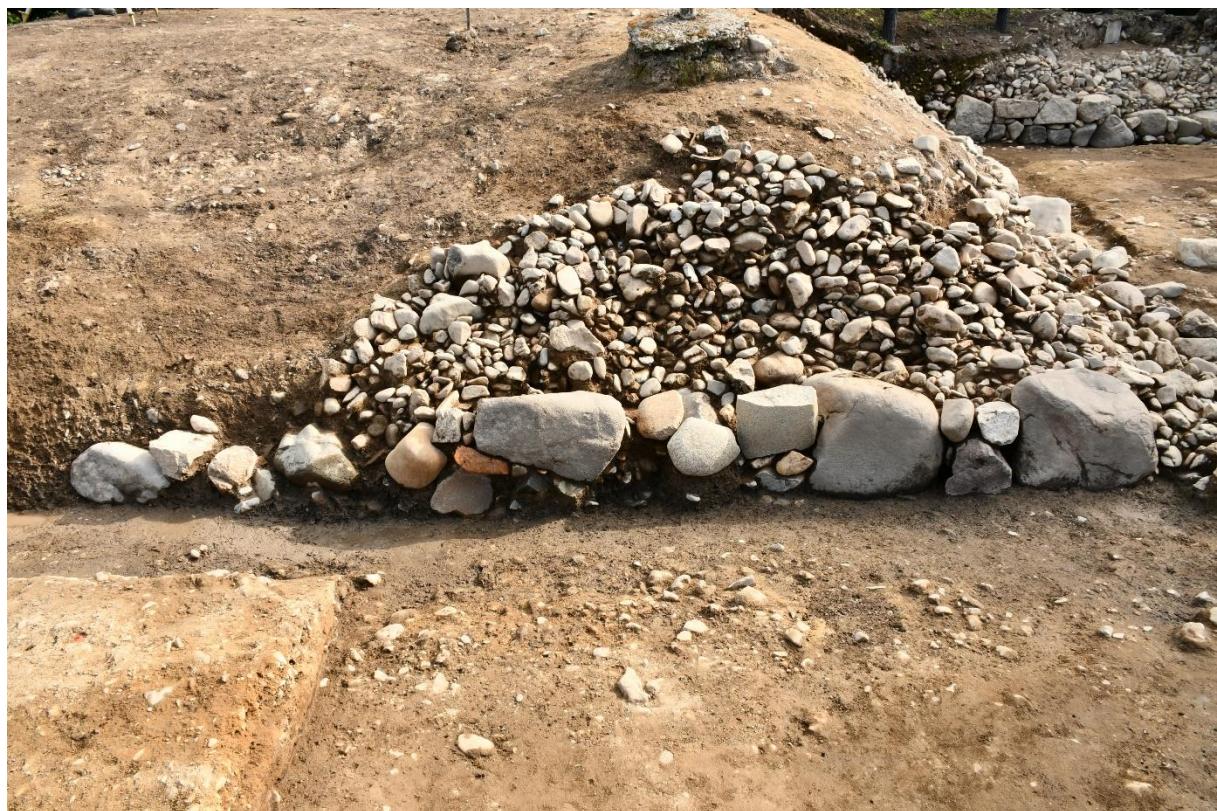


写真3 枝形東辺土墳 北面部の石垣と裏込石（北から）



写真4 枝形北辺土墳 南面部の石垣と裏込石（南から）

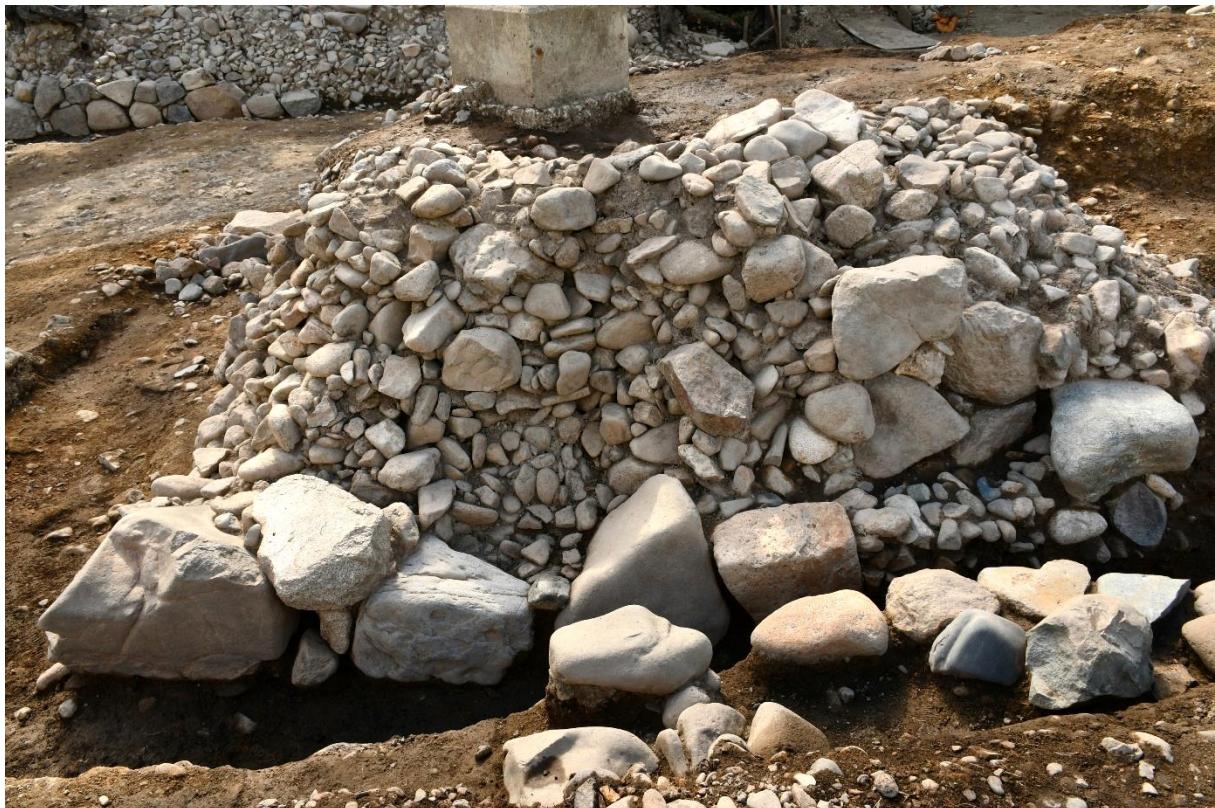


写真5 构形北辺土壘 北面部の石垣と裏込石（北から）



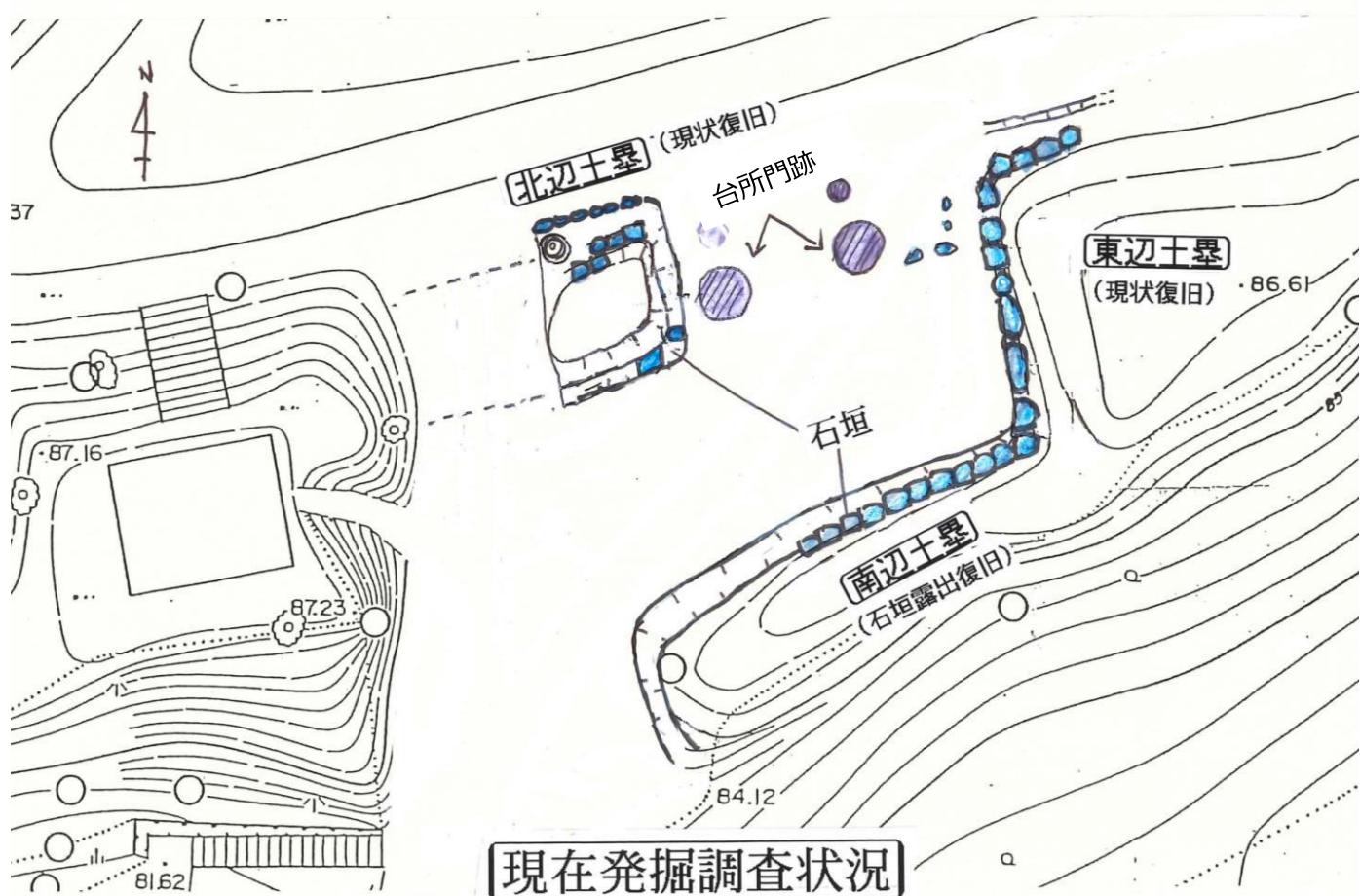
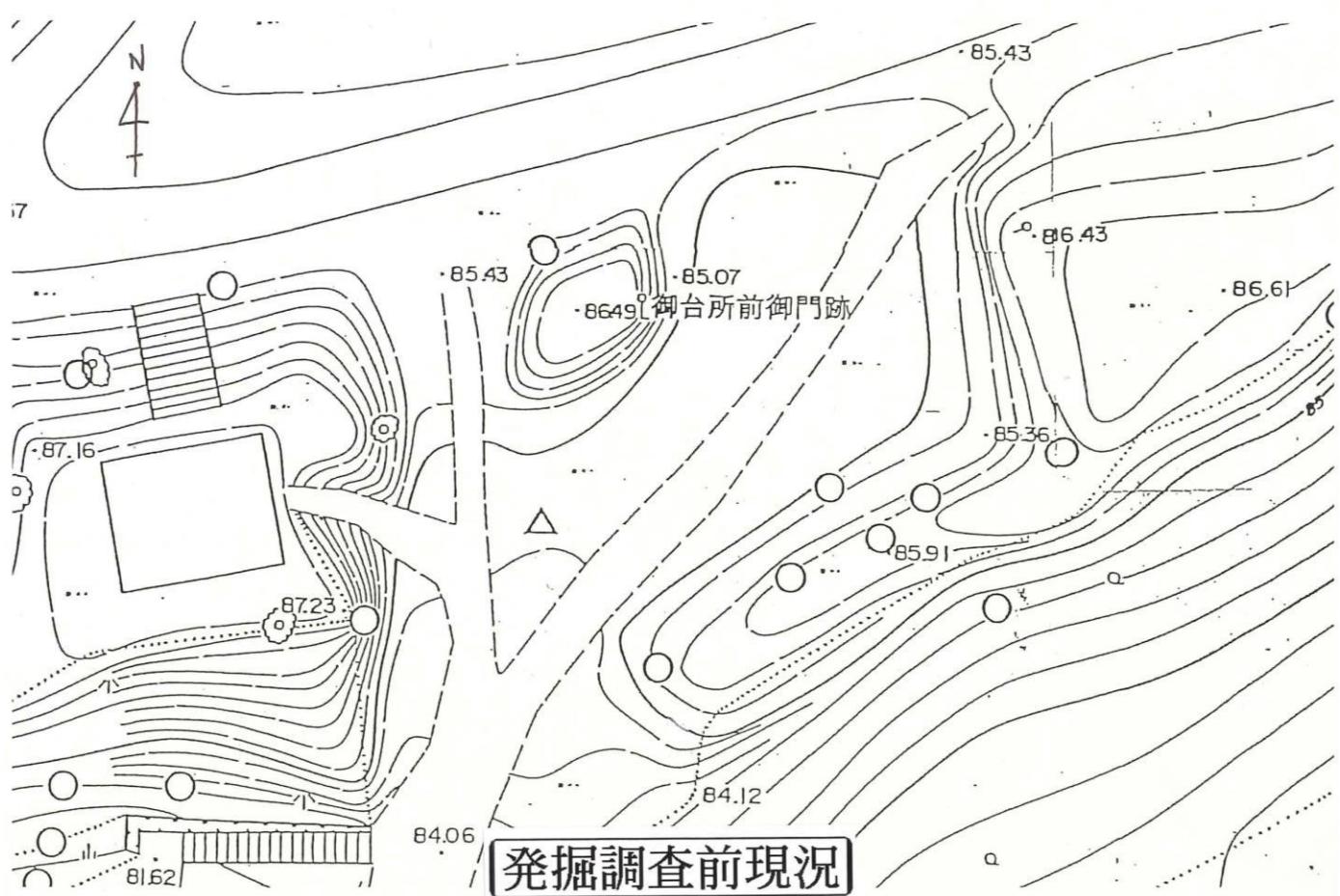
写真6 构形北辺土壘 北面部の石列と溝跡（北から）



写真7 台所門跡 全景（北から）

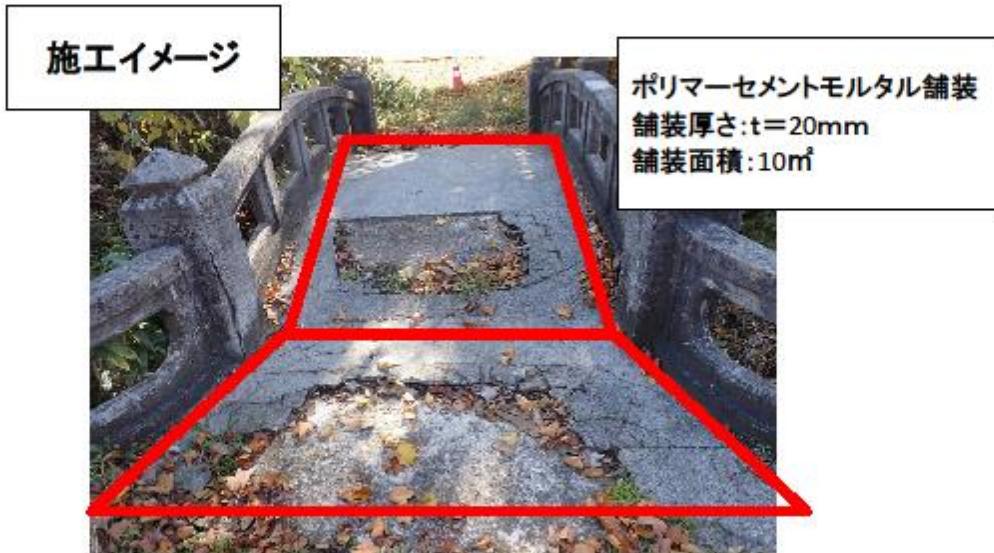


写真8 台所門跡 全景（南から）



【報告】雲井橋の修繕にかかる経過について

- ・長寿命化による修繕（舗装）を実施
- ・施工期間5月16日～7月23日
- ・橋の路面のモルタル剥離や浮きなどを修繕
- ・土地の掘削や史跡の現状変更を行うものではないため、現状変更や発掘届の届出は不要
- ・点検により劣化の進行が認められた際は利用を中止。



【報告】本丸跡を会場としたイベント開催にかかる対応について

INAKAFES 5月4日配置図

- ・ステージは、重しにて設営
- ・テントは本丸御殿跡をなるべく避けて設置。
- ・重し又はペグ（15cm）でテントを固定

ステージ及びスタッフ等テント

サウナ体験

ワークショップテント

花巻城跡内容確認調査計画図

八、例

過去の発掘調査区

平成30・令和元・令和3

平成4・5年度 調査区

令和7年度 台所門跡周辺 調査予定

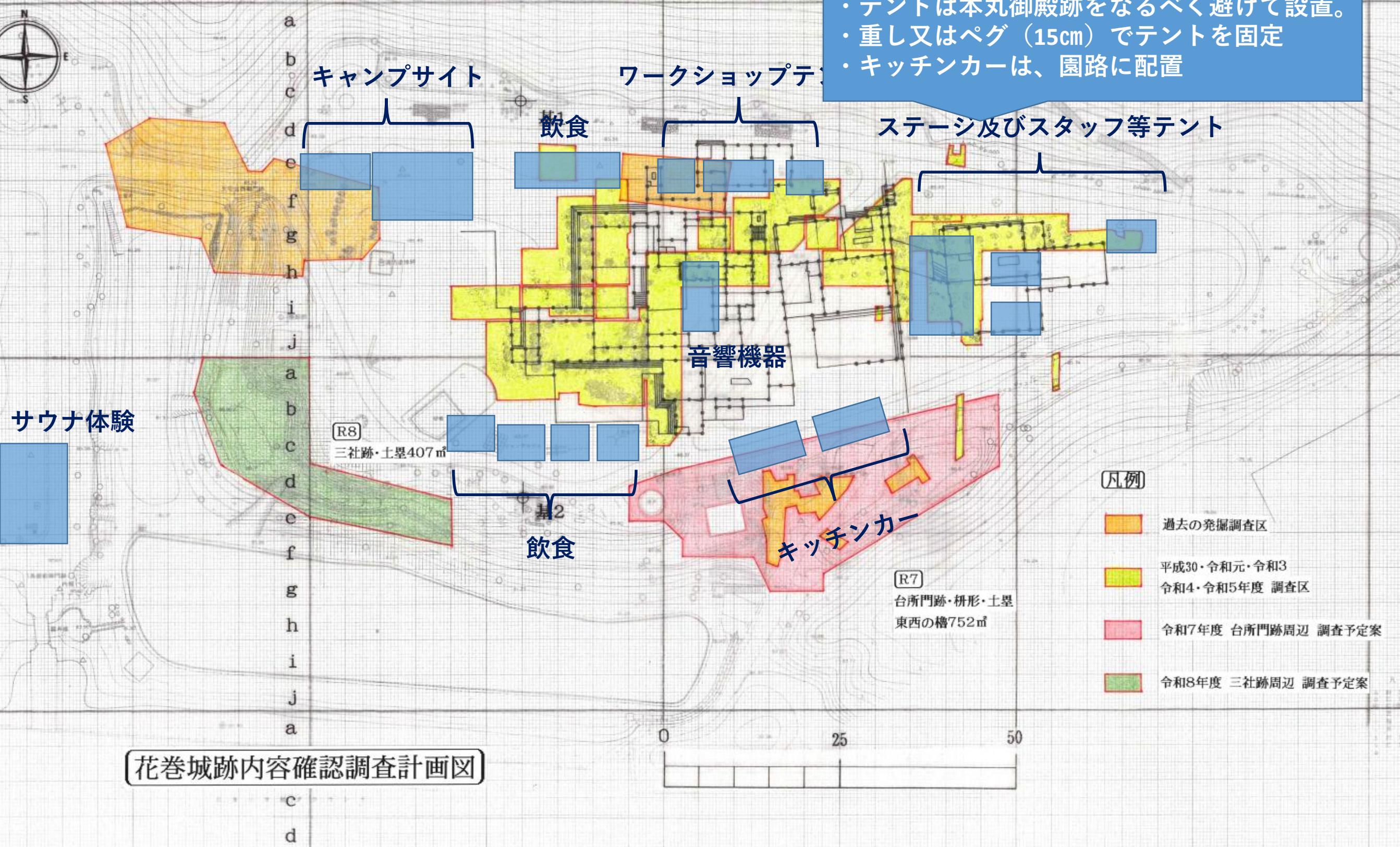
令和8年度 三社跡周辺 調査予定案

【報告】本丸跡を会場としたイベント開催にかかる対応について

INAKAFES 5月5日配置図

1 2 3 4

- ・ステージは、重しにて固定
 - ・テントは本丸御殿跡をなるべく避けて設置。
 - ・重し又はペグ（15cm）でテントを固定
 - ・キッチンカーは、園路に配置



【報告】本丸跡を会場としたイベント開催にかかる対応について



テント設置状況



キャンプサイト



ステージ設置状況



バックステージテント